

小国川漁業協同組合
内共第11・12号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小国川漁業協同組合（以下「組合」という。）が、免許を受けた内共第11号及び内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、うなぎ、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、にじます、やつめうなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定め、漁業秩序の維持を図ることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、第10条第1項に掲げる漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ同項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において、第10条第4項に掲げる漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養上又は漁業調整上著しく支障がある場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第10条第4項の遊漁料（以下「特別遊漁料」という。）を組合に納付しなければならない。

(県内共通遊漁承認証の承認に関する事項)

第3条 この漁場区域内及び第1表に掲げるすべての漁場区域内において第2表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法により遊漁しようとする者は、同表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

第1表

漁 場 区 域 (漁 業 権 番 号)
内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号、内共第6号、 内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、 内共第13号、内共第14号、内共第15号、内共第16号、内共第17号、内共第18号、 内共第19号、内共第20号、内共第21号、内共第22号、内共第23号、内共第24号、 内共第25号、内共第26号、内共第27号、内共第28号

第2表

水 産 動 物	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
全 魚 種	さお釣り(掛け釣りを除く。)	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	同 上	1年間 20,000円

2 前項の遊漁料の納付及び同項の承認に係る遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所において行うものとする。

(遊漁証承認証に関する事項)

第4条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付があったとき及び同条第2項の承認をしたとき又は第3条第1項の承認があったときは、別記様式第1号又は別記様式第2号の遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(漁具・漁法の制限)

第5条 第10条に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
さし網 (移動するもの)	1統(1統の肩長さ18メートル以下、網丈1メートル以下とする。 ただし、互いに連結してはならない。)
たも網	網口径 1メートル以下
すくい網	間口 2メートル以下

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる漁具・漁法により水産動物を遊漁してはならない。

- (1) 一枚網以外のさし網を使用する漁法
- (2) まきえを使用する漁法

(遊漁期間)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、中欄に掲げる漁具・漁法により、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動物の種類	漁具・漁法	期 間
あゆ	友釣り、どぶ釣り	7月1日から10月31日まで
	投網、さし網	8月1日から10月31日まで
こい	すくい網、たも網、投網	7月1日から翌年の5月9日まで
さくらます (海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。)	釣り、投網	3月1日から8月31日まで
やまめ(さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。) いわな、にじます	釣り、投網	4月1日から9月30日まで
もくずがに	かご、筒	9月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ中欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

水産動物の種類	区 域		期 間
か じ か や つ め う な ぎ	小 国 川	最上郡舟形町長者原地内富長橋から下流 100 メートルの地点まで	周 年
		最上郡舟形町舟形地内東日本旅客鉄道株式会社奥羽本線鉄橋から下流 100 メートルの地点まで	
		最上郡舟形町長沢地内大堰頭首工から下流 100 メートルの地点まで	
		最上郡舟形町長沢地内東日本旅客鉄道株式会社陸羽東線鉄橋から下流 100 メートルの地点まで	
		最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋から下流 100 メートルの地点まで	
		最上郡最上町大字大堀地内大横川との合流点から上流 100 メートルの地点まで	
		最上郡最上町大字向町地内満沢橋から下流 100 メートルの地点まで	
さくらます、やまめにじます、いわな	最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川水系西ノ又沢	周 年
	小 国 川	最上郡最上町赤倉地内小国川水系朝日沢	
やまめ、いわな	小 国 川	最上郡最上町赤倉地内矢粕沢支流下ナカツカ沢合流点から上流全域	
全 魚 種	最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川大堰堤魚道	
	小 国 川	最上郡最上町大字富澤地内赤倉堰堤から下流 200 メートルの地点まで	

2 前項の公示は、組合事務所の掲示板に掲示するものとする。

3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中、網漁具により遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
小 国 川	最上郡舟形町富田地内最上川との合流点から上流 1,000 メートルの地点まで	2月1日から 9月30日まで
	最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋下流端から義経大橋上流端まで	周 年
	最上郡最上町大字富澤地内赤倉橋下流端から湯の原橋上流端まで	
	最上郡舟形町舟形地内舟形橋から上流一の関大橋まで	8月1日から 8月31日まで
	最上郡舟形町長沢地内大堰頭首工から下流 100 メートルの地点から下流 200 メートルの地点まで	
	最上郡舟形町長沢地内大谷築下流端から下流 350 メートルさいの神地点まで	
	最上郡舟形町長沢地内長尾橋から上流 100 メートル及び下流 300 メートルの地点まで	
	最上郡最上町大字大堀地内瀬見橋から下流 650 メートルの地点まで	
	最上郡最上町大字大堀地内白山橋から下流 300 メートルの地点まで	
	最上郡最上町大字向町地内満沢橋から上流及び下流それぞれ 300 メートルの地点まで	
	最上郡最上町大字富澤地内末沢吊り橋上流端から下流 350 メートルの地点まで	
最上白川	最上郡最上町大字法田地内最上白川大堰堤から下流 2,800 メートルの地点から上流の最上白川、東又沢及び西又沢	
	最上郡最上町大字東法田地内法田橋から上流 500 メートル及び下流 200 メートルの地点まで	8月1日から 8月31日まで

4 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中、釣り以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
小 国 川	最上郡舟形町長者原地内富田堰頭首工中心線から上流及び下流それぞれ 100 メートルの地点まで	周 年
	最上郡舟形町長沢地内大堰頭首工から上流 50 メートル及び下流 100 メートルの地点まで	
	最上郡最上町大字大堀地内瀬見発電所堰堤から上流 50 メートル及び下流 100 メートルの地点まで	

(体長制限等)

第8条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ右欄に掲げる大きさのものは採捕してはならない。

水産動物の種類	大 き さ	
こ い	全 長	10センチメートル以下
ふな、うぐい(はや)	全 長	5センチメートル以下
もくずがに	甲 幅	5センチメートル以下

2 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

(水産資源の保護に関する制限事項)

第9条 第5条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動物の繁殖保護上、又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項(漁業の方法、区域及び期間)については、これに従わなければならない。

(遊漁料の額)

第10条 遊漁料の額は、次のとおりとする。尚、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の水産動物についての遊漁もできるものとする。

水産動物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
うぐい(はや)、こい、ふな、うなぎ、やつめうなぎ、かじか、さくらます(やまめ)、いわな、にじます、もくずがに	手釣り、さお釣り、たも網、すくい網、やす(かじかに限る。)かご、筒(もくずがにに限る。)	1日	1,200円
		1年	6,000円
あゆ	どぶ釣り、友釣り	1日	1,800円
		1年	9,000円

2 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員(以下「漁場監視員」という。)の指示により納付するときの遊漁料の額は、前項の遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
中 学 生 以 下	無 料
障害の級が1級から3級までに該当する身体障害者(身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)	一般の遊漁料の額の1/2に相当する額

4 特別遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、第1項の年間遊漁料を納付した場合における特別遊漁料の額は、次の表の遊漁料の額から6,000円(あゆに係わる年間遊漁料を納付した場合にあっては、9,000円)を控除して得た額とする。

水産動物の種類	漁具・漁法	期間	遊 漁 料
あゆ、うぐい(はや)、さくらます(やまめ)、こい	投 網	1年	14,000円
あゆ	刺網、投網	1年	14,000円

5 前項の特別遊漁料を納付した場合は、第1項に掲げる遊漁についてもできるものとする。

(遊漁料の納付の方法)

第11条 前条第1項に規定する遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所において、同条第3項及び第4項に規定する遊漁料及び特別遊漁料については、組合事務所において納付しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第12条 遊漁者は漁場監視員の要求があったときには、遊漁証を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止することを命じ、又は以降その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

付 則

この規則は、平成26年 1月 1日から施行する。

この規則は、平成26年 8月19日から施行する。

この規則は、平成26年10月17日から施行する。

この規則は、平成29年10月 1日から施行する。

この規則は、平成31年 1月 1日から施行する。

この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

遊 漁 承 認 証

(表)

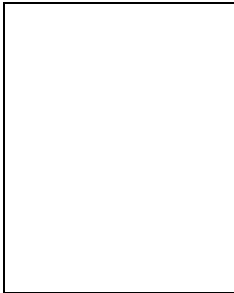
令和 年度	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
写真貼付	承認期間
	魚 種
	漁具・漁法
	遊漁区域
	遊 漁 料
令和 年 月 日 小国川漁業協同組合 印	

(裏)

注 意 事 項	
<p>1. 承認された魚種及び漁具・漁法以外では遊漁できない。</p> <p>2. 鮎は解禁中でなければ遊漁できない。</p> <p>3. 本証を持たないと遊漁を為すことができません。本組合監視員の要求があれば、必ず見せて下さい。</p> <p>4. 鮎のがらがけ、まきえ釣りは本組合では遊漁できません。</p> <p>5. 発行年月日の訂正したもの及び取扱印のないものは無効である。</p> <p>6. 本証を紛失した場合は再交付しない。</p> <p>7. やまめ、いわな、にじますは10月1日から翌年3月末日まで禁漁である。</p> <p>8. 現場購入の場合は、手数料として1000円加算します。</p> <p>9. 他の事業所及び他人に譲渡又は貸与は認めない。</p> <p>10. 以上の外、本組合の遊漁規則を厳守しなければならない。</p>	
取扱者	印

遊 漁 承 認 証

(表)

共 通 遊 漁 承 認 証	
NO.	
平	
円	
(魚 種)	
(写真貼付)	
山形県内水面漁業協同組合連合会	

(裏)

漁具漁法——さお釣り（かけ釣りを除く）に限る。

遊魚区域——県内の第五種共同漁業権の設定されている河川、湖沼とする。但し、禁止期間及び禁止区域の定めがあるときは適用しません。

有効期限——令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- ・特に承認者の住所・氏名・年齢及び写真の貼付のないものは無効とする。
- ・紛失した場合再発行は致しません。

遊 漁 者	住所
	氏名 (年齢)

漁業監視人証

(表)

令和 年 月 日交付			
漁業監視人証			
氏名			
監視期間	令和	年	月 日から
	令和	年	月 日まで
小国川漁業協同組合			

(裏)

補助監視人心得
1. 違法行為を未然に防止し河川漁業の繁殖保護を計ること。
2. 河川の地勢に精進し漁期に応じて監視すること。
3. 漁業に関する法令を理解すること。
4. 違法行為が発覚したときは直ちに告発しその顛末について速やかに詳細を組合に報告すること。
5. 違法行為を為としている者を発見したときは直ちに中止するよう指導勧告すること。
6. 漁村民主化を阻害しないこと。
7. 監視人としての適格性を認められなくなったときは委嘱を解く。
8. 委嘱期間は監視期間とする。
9. 監視期間満了した場合は速やかに監視人証を返納すること。
10. 監視人証を亡失した場合は速やかに届け出ること。

小国川漁業協同組合
内共第11.12号
第五種共同漁業権遊漁規則